

ALG&Associates Newsletter about Thailand

2025年
Vol.33
1月

2025年1月法律アップデート(臨時版)

この度、労働省管轄の賃金委員会より、2025年1月1日より最低賃金を引き上げる旨の通達が発布されましたので、臨時版ニュースレターを発刊させていただきました。

同通達の内容は、以下の通りです。

賃金委員会通達(第13号)

- 第1項 仏歎 2566(2023)年 12月 8日付賃金委員会通達(第12号)を廃止する。
- 第2項 チャチュンサオ県、チョンブリ県、プーケット県、ラヨーン県及びスラータニー県(サムイ島のみ)における、最低賃金を、1日 400 バーツとする。
- 第3項 チェンマイ県(ムアンチェンマイ郡のみ)及びソンクラー県(ハートヤイ郡のみ)における、最低賃金を、1日 380 バーツとする。
- 第4項 バンコク都、ナコンパトム県、ノンタブリ県、パトゥムタニ県、サムットプラカン県及びサムットサコーン県区域における、最低賃金を、1日 372 バーツとする。
- 第5項 ナコンラーチャシマー県における、最低賃金を、1日 359 バーツとする。
- 第6項 サムットソンクラーム県における、最低賃金を、1日 358 バーツとする。
- 第7項 コンケーン県、チェンマイ県(ムアンチェンマイ郡を除く)、プラチンブリ県、アユタヤ県及びサラブリ県における、最低賃金、1日 357 バーツとする。
- 第8項 ロッブリー県における、最低賃金を、1日 356 バーツとする。
- 第9項 ナコーンナヨック県、スパンブリ県及びノーンカイ県における、最低賃金を、1日 355 バーツとする。
- 第10項 クラビー県及びトラート県における、最低賃金を、1日 354 バーツとする。
- 第11項 チャンタブリー県、チェンライ県、ターク県、ナコンパノム県、ブリーラム県、プラチュワップキリカン県、パンガー県、ピサヌローク県、ムックダーハーン県、サコンナコン県、ソンクラー県(ハートヤイ郡を除く)及びサケーオ県、スラータニー県(サムイ島を除く)及びウボンラーチャターニー県における、最低賃金を、1日 352 バーツとする。

- 第12項 チュムポーン県、ペッブリー県及びスリン県における、最低賃金を、1日 351 バーツとする。
- 第13項 ナコーンサワン県、ヤソートン県及びランプーン県における、最低賃金を、1日 350 バーツとする。
- 第14項 カラシン県、ナコンシータマラート県、ブンカーン県、ペッチャブーン県及びロイエット県における、最低賃金を、1日 349 バーツとする。
- 第15項 チャイヤプーム県、パッタルン県、シンブリー県及びアントーン県における、最低賃金を、1日 348 バーツとする。
- 第16項 カムヘンペット県、ピチット県、マハーサラカム県、メーホンソーン県、ラノーン県、ラチャブリ県、ランパン県、ルーイ県、シーサケート県、サトゥーン県、スコータイ県、ノーンブアランプー県、アムナートチャルーン県、ウドンタニー県、ウッタラディット県及びウタイタニー県における最低賃金を、1日 347 バーツとする。
- 第17項 トラン県、ナーン県、パヤオ県及びプレー県における最低賃金を、1日 345 バーツとする。
- 第18項 ナラーティワート県、パッタニー県及びヤラー県における、最低賃金を、1日 337 バーツとする。
- 第19項 第2項乃至第18項において、「1日」とは、以下の時間を超えない労働者の通常勤務時間を意味する。また、雇用者が以下の通常勤務時間を下回る労働を労働者に求めていても本通達に最低賃金を下回らない。
- (1) 仏歴 2541(1998)年労働者保護法の内容に基づき発布された省令第2号に定める健康及び安全に危険をもたらす業務の場合は、7時間
 - (2) 上記(1)以外の業務は、8時間
- 第20項 雇用者は、労働者に対し最低賃金を下回る賃金を支給してはならない。
- 第21項 本賃金委員会通達は、2025年1月1日から適用する。

引き上げ前の賃金率との比較に供するため、以下の表にまとめました。

1日 400 バーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: バーツ)
チャチュンサオ県	350
チョンブリ県	361
プーケット県	370
ラヨーン県	361
スラータニー県(サムイ島のみ)	345

1日 380 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
チェンマイ県(ムアンチェンマイ郡のみ)	350
ソンクラー県(ハートヤイ郡のみ)	345

1日 372 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
バンコク都	363
ナコンパトム県	363
ノンタブリー県	363
パトゥムタニー県	363
サムットプラカーン県	363
サムットサコーン県	363

1日 359 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
ナコンラーチャシーマー県	352

1日 358 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
サムットソンクラーム県	351

1日 357 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
コシケーン県	350
チェンマイ県(ムアンチェンマイ郡以外の区域)	350
プラチンブリー県	350
アユタヤ県	350
サラブリ県	350

1日 356 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
ロッブリー県	349

1日 355 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
ナコーンナヨック県	348
スパンブリー県	348
ノーンカイ県	348

1日 354 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
クラビー県	347
トラート県	347

1日 352 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
カンチャナブリー県	345
チャンタブリー県	345
チェンライ県	345
ターク県	345
ナコンパノム県	345
ブリラム県	345
プラチュワップキリカン県	345
パンガー県	345
ピサヌローク県	345
ムックダーハーン県	345
サコンナコン県	345
ソンクラー県(ハートヤイ郡以外の区域)	345
サケーオ県	345
スラータニー県(サムイ島以外の区域)	345
ウボンラチャターニー県	345

1日 351 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
チュムポーン県	344
ペッブリー県	344
スリン県	344

1日 350 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
ナコンサワン県	343
ヤソートン県	343
ランプーン県	343

1日 349 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
カラシン県	342
ナコンシータマラート県	342
ブンカーン県	342
ペッチャブーン県	342
ローイエット県	342

1日 348 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
チャイナート県	341
チャイヤーム県	341
パッタルン県	341
シンブリー県	341
アントーン県	341

1日 347 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
カムペンペット県	340
ピチット県	340
マハーサラカーム県	340
メーホンソーン県	340
ラノーン県	340
ラチャブリ県	340
ランパーン県	340
ルーイ県	340
シーサケート県	340
サトゥーン県	340
スコータイ県	340
ノーンブランプー県	340
アムナートチャルーン県	340
ウドンタニー県	340
ウッタラディット県	340
ウタイタニー県	340

1日 345 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
トラン県	338
ナーン県	338
パヤオ県	338
プレー県	338

1日 337 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
ナラーティワート県	330
パッタニー県	330
ヤラー県	330

■ 執筆弁護士

取扱分野

タイ労働法・タイ関税法・日タイ税務・
国際税務・タイ税務調査など
バンコクオフィス 所長 弁護士 川村 効
Tsutomu Kawamura



▶ 弁護士法人ALG&Associatesのタイ法務サイト



本ニュースレターは、具体的な案件についての法的助言を行うものではなく、一般的な情報提供を目的とするものです。
本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

弁護士法人 ALG&Associates

東京本部

バンコクオフィス

〒163-1308 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アーランドタワー 8F
(東京弁護士会所属)

246 Times Square building, 11 Floor, Room 11-04A,
Sukhumvit Rd., Klongtoey, Klongtoey, Bangkok 10110

【連絡先】TEL.03-6258-1690 MAIL.alg-sghonbu@avance-lg.com

【連絡先】TEL.+66-2-254-5799 MAIL.info@alg-asean.com

各法律事務所 札幌・宇都宮・埼玉・千葉・横浜・名古屋・大阪・神戸・姫路・広島・福岡・バンコク（タイ）

本ニュースレター及び弁護士法人 ALG からのリーガルサービスに関する情報（セミナー情報、法律相談に関する情報等を含みます。）をご希望される方は次のメールアドレスに会社名、業種、氏名、役職、部署、電話番号及び配信希望先メールアドレスを記入したメールをお送りください。

弁護士法人 ALG は、本ニュースレター配信のために取得した個人情報について、弁護士法人 ALG からの各種ニュースレターの送信並びに各種リーガルサービスの紹介及び提供を行うために必要な範囲で利用させて頂きます。なお、当該情報送信は、予告なく変更及び中止される場合があることをご了承ください。

■ 配信希望メールアドレス rourmu@avance-lg.com

お手数をおかけしますが、あらかじめ「melmag@avance-lg.com」のメールを受信できるように、設定をお願いいたします。